

一般社団法人さぬき市観光協会ホームページバナー広告募集要項

一般社団法人さぬき市観光協会（以下、当協会という。）ホームページのトップページにバナーを掲載する希望者を募集します。

1. 広告について

位 置	トップページ下部 ※順番については当協会が決定します。
大きさ	横 250×縦 100（ピクセル）
枠 数	5 枠
形 式	JPG 形式
掲載期間	1 ヶ月単位（原則 1 日から月末まで）
掲載料金（税込）	1 枠 5,500 円／月

2. 申込方法、期限等

申込方法	広告掲載申込書に広告の内容がわかる原稿案やその他必要書類を添えて当協会事務局へ申し込んでください。
申込先 (問い合わせ)	〒769-2101 香川県さぬき市志度 5385 番地 8 一般社団法人さぬき市観光協会 宛 TEL 087-894-1601 / FAX 087-894-1602 E-mail sanuki-kan-kyo@md.pikara.ne.jp
申込期限	掲載希望の 10 日前
掲載料の納入期限	掲載希望の 10 日前
原稿提出期限	掲載希望の 7 日前（原稿作成は広告主）

3. 広告の選定方法

広告の選定は、枠数を超えた場合、抽選等により決定します。

4. 広告掲載の決定

広告掲載の承諾・不承諾を決定後、広告掲載希望者に通知します。

5. 広告料の納入

複数月契約による割引はありません。

契約月数分または前月の 25 日にまでに現金または振込によりお支払いください。

6. 広告掲載の取り消し

広告主が期日までに広告掲載料を支払わない場合や原稿の提出をしない場合、不備等による内容の変更に承諾を頂けない場合、その他代表理事が広告の掲載が適切でないと判断した場合は広告の掲載を取り消すことがあります。

その際、すでに納付された広告料は返還致しません。

7. 広告掲載の取下げ

広告主は文章で申し出ることにより、広告を取り下げることができます。

取下げの申し出がない場合は原則同契約により自動更新とします。

掲載終了希望日の 10 日前までにお申し出ください。

8. 広告掲載期間の延長

広告主に責任がなく、当協会が広告を 1 日以上掲載できなかったときは、1 日単位で掲載期間を延長します。延長できない場合は、未掲載期間の広告掲載料を日割り計算により返還とします。

9. 広告主の責務

広告主は、一般社団法人さぬき市観光協会ホームページに掲載された広告及びそのリンク先の内容に関する一切の責任を負うものとします。

広告主は、広告の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと、広告内容等の係る財産権のすべてについて権利処理が完了していることを代表理事に保証しなければなりません。

また、第三者から広告に関連して損害を被った請求がなされた場合、広告主の責任及び負担において解決するものとします。

その他については、一般社団法人さぬき市観光協会有料広告掲載に関する基本要綱をご確認ください。

10. その他

バナー広告の設置により一定のアクセス件数を保証するものではありません。

また、バナー広告に対するアクセス件数の集計は行っておりませんのでご了承ください。

年 月 日

一般社団法人さぬき市観光協会 代表理事 殿

ホームページバナー広告掲載申込書

広告掲載について、次のとおり申し込みます。

広 告	広告媒体	一般社団法人さぬき市観光協会ホームページ TOP ページ		
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	広告の内容 (原稿案添付)			
	リンク先 URL			
	業 種			
申 込 書	住所又は所在地	〒 -		
	氏名又は団体名	印		
	代表者氏名	印		
	担当者氏名			
	連 絡 先	電話番号		
		FAX		
Email				